

仕様書

1 業務名

GIGA スクールサポーター派遣業務

2 業務の目的

文部科学省が推進する「GIGA スクール構想」により、本市では令和3年4月から児童生徒「1人1台端末」の授業等での運用を予定しており、運用を開始した場合に想定される効果、課題及び課題の解決方法等を事前に検証し各学校に共有するため、実践研究モデル校（小学校1校、中学校1校）を定めている。本業務は当該モデル校での実践研究が円滑に進むように、本市（以下「派遣先」という。）の当該モデル校に労働者派遣を行う事業主（以下「派遣元」という。）がGIGA スクールサポーターを派遣し、授業等での端末活用の補助等を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和3年1月29日まで

4 履行日及び履行時間

- (1) 履行日は、原則として、札幌市立学校管理規則第36条及び第37条で定める休業日を除く日のうち、各校6日間の計12日間（日程は別紙のとおり）とし、各学校の指示に従うこと。
- (2) 履行時間は、原則として、午前10時00分から午後4時45分まで（休憩時間45分を含む）とする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、学校長は学校事情等により、業務開始時刻と終了時刻を派遣元との協議のうえ、履行日の前日までに変更することができる。

5 履行場所

札幌市立中央小学校 中央区大通東6丁目
札幌市立中央中学校 中央区北4条東3丁目

6 GIGA スクールサポーターの派遣人数

派遣元は、本業務を担当するGIGA スクールサポーターを1名指定し、派遣元の責任において本業務を完遂すること。また、GIGA スクールサポーターは職務を遂行するに当たり、指揮命令者の指揮命令に従うこと。

なお、本業務を担当するGIGA スクールサポーターが傷病その他、やむを得ない事情により、業務履行が困難になった場合に備え、あらかじめ候補者を定めておくこと。

7 費用負担

交通費等、本業務の履行に要する一切の費用は、派遣元の負担とする。

8 支払い条件等

本派遣業務の履行確認は、完了届及び下記16-提出書類の業務報告書に基づき行う。また、契約金額の支払いは、毎月の履行確認終了後、請求書に基づき支払

う。

9 派遣元責任者

派遣元は派遣元責任者を選出し、本業務の円滑な履行に努めること。

10 派遣先責任者

派遣先の各学校長

11 指揮命令者

派遣業務に従事する GIGA スクールサポーターに対する指揮命令者は、原則として派遣先の学校長とする。ただし、教頭、学級担任又は各教科専門教師等が代わって指揮命令する場合がある。

12 導入される ICT 機器

Chromebook

- ・ CPU : AMD A4-9120c
- ・ メモリ : 4 GB
- ・ ストレージ : 32GB
- ・ デジタル教材 : まなびポケット

13 業務内容

(1) 授業計画の作成補助

教職員に対して、タブレット端末等の ICT 機器を活用した授業計画案の作成を補助すること。その際、他都市等の効果的な授業での活用事例・授業案の紹介を行うこと。

(2) 授業で使用する教材作成補助

教職員に対して、タブレット端末等の ICT 機器を活用した教材作成補助を行うこと。

(3) 授業で使用する ICT 機器の準備・片付け

タブレット端末、電子黒板等の ICT 機器を使用する実際の授業に補助者として教室等において立会い、機器等の準備、設定、片付けを行うこと。

(4) 授業で使用する ICT 機器の操作補助

教職員や児童生徒に対して、タブレット端末を利用する実際の授業に補助者として教室等に立ち会い、操作補助等を行うこと。ただし、児童生徒に対しては授業時間及び学級活動時間に限るものとする。

(5) 問い合わせ対応

業務履行時において、タブレット端末等の ICT 機器に関する教職員や児童生徒からの質問に回答すること。ただし、児童生徒に対しては授業時間及び学級活動時間に限るものとする。

(6) 校内研修

上記 13-(1)~(5)の業務内容を履行するにあたり、対象校から校内研修形式での履行の要請があった場合には、校内研修を実施すること。

(7) 障害対応に関する一次切り分け

ICT 機器やネットワーク等のシステムの不具合について、人的な操作ミス等

による障害か、故障やシステム自体の潜在的な障害かについて、一次切り分けを行い、障害が人的操作ミス等による軽度なものについては不具合の解消及びメンテナンスを行うこと。

(8) ICT 機器の修理連絡補助等

13-(7)の一次切り分けの結果、故障やシステム障害等の重度な不具合については、教職員が、不具合の可能性のある機器等の製造事業者や販売事業者、保守事業者（以下「事業者」という。）に連絡や状況説明を行う際の助言を行うこと。また、状況に応じて教職員から要請があった場合は、GIGA スクールサポーターから事業者へ説明をすること。

14 履行日の変更

やむを得ない事由による場合に限り、協議のうえ、以下の取り扱いに基づき、履行日の変更を認める。

- (1) 派遣元の都合により、本業務を担当する GIGA スクールサポーターが業務を履行できない場合には、直ちにその旨を担当課に報告し、派遣元は未履行分の業務を派遣先と調整の上、履行期間中の他の日に履行すること。
- (2) 派遣先の都合により、別紙の日程による業務の履行ができなくなった場合は、協議の上、他の日に履行する。

15 GIGA スクールサポーターの資格等

以下の全ての要件に該当する者であること。

また、業務の履行に当たり、派遣先が不相当であると認める事項については、派遣元は、直ちに GIGA スクールサポーターに対して、業務改善の措置を講じなければならない。なお、派遣先は、業務履行に支障が生じていると判断したときは、派遣元に対して GIGA スクールサポーターの変更を求める場合がある。派遣元は派遣先に変更を求められた場合は協議の上、変更に応じること。

(1) 実務経験及び資格等に関すること

ア ヘルプデスク業務等の IT サポート業務での管理者経験を 2 年以上有すること。

イ ICT 支援員能力認定資格又は教育情報化コーディネータ 2 級以上を所持していること。

(2) ICT 機器等の活用支援に係る指導及び助言に関すること

コンピュータ及びネットワーク等に関する技術的知識を有し、機器、ソフトウェア及びネットワーク等の資産を最大限に活用するための設定方法を含め、現在の課題分析を踏まえた教職員への指導及び助言ができること。

(3) 資質等に関すること

札幌市教育委員会及び学校が目指す教育方針に理解を示し、学校運営や活動を支援しようとする意欲と熱意を持ち、教育現場の特性に応じた礼儀やマナー等を遵守できること。

16 提出書類

履行にあたっては、派遣元は担当課に以下の書類を指定された期日までに提出すること。

(1) 従事者名簿

派遣元は、契約日から学校訪問開始日の前日までに、GIGA スクールサポーターの従事者を決定し、担当課に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「派遣法」という。）第 35 条に基づく派遣労働者の通知等を行い、担当課から GIGA スクールサポーターの要件について、承認を得るものとする。

(2) 就業条件等に関する書類

派遣元は、労働者派遣契約による本業務の指示の方法、要望・苦情の申入れ方法、緊急時の対応方法や連絡先等、業務の内容を説明する当該書類について、契約日から学校訪問開始日の前日までに作成し、担当課に提出して承認を得ること。

(3) 業務報告書

派遣元は、本業務を履行した月の翌月 10 日までに、業務報告書を担当課に提出すること。

17 安全衛生

派遣元及び派遣先は、派遣法第 44 条から第 47 条の 2 までの規定により課された責任を負う。

18 派遣労働者からの苦情の処理

派遣元及び派遣先は、本業務における GIGA スクールサポーターからの苦情があった場合に備えて、苦情担当責任者をそれぞれ選任し、互いに連携しながら、誠意をもって適切かつ迅速に処理するものとする。

19 その他

派遣元及び GIGA スクールサポーターは、次の事項を遵守するものとする。また、派遣元は下記 19-(14)から(18)までに掲げる事項を GIGA スクールサポーターに遵守させること。

- (1) 派遣元は派遣契約の締結に際し、労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (2) 派遣元は GIGA スクールサポーターを派遣するに当たり、法令及び札幌市の定める条例、規則等に従うこと。
- (3) 派遣元は業務遂行に必要な研修を GIGA スクールサポーターに適宜実施する等、確実な業務の履行を図ること。
- (4) 派遣元は法令に基づき、社会保険等に GIGA スクールサポーターを加入させること。
- (5) 派遣元は法令に基づき、GIGA スクールサポーターの健康診断を行うこと。
- (6) 派遣元及び GIGA スクールサポーターは業務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (7) 派遣元は、本業務の計画及び管理を行い、GIGA スクールサポーターの業務の履行内容及び状況を把握すること。
- (8) 派遣元は、必要に応じて派遣先と打合わせを行うこと。
- (9) 職務上の災害または通勤による災害に対する補償については、派遣元の定めるところによるものとし、派遣先は当該 GIGA スクールサポーター及び派遣元に対し賠償責任等は一切負わないものとする。ただし、その発生が派遣先の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

- (10) 派遣元は、GIGA スクールサポーターの故意または重大な過失により、派遣先または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。ただし、その損害について、指揮命令者が GIGA スクールサポーターに対する指揮命令等（必要な注意・指示をしなかった不作為を含む。）をしたことにより生じたと認められる場合は、この限りではない。
- (11) 派遣元が本業務のために作成した教材等の成果品の所有権は本市が有する。
- (12) 派遣元が従前から有しており、本業務の遂行のために使用した教材等の著作権は派遣元が有し、派遣先は、教材等を自己利用するために必要な範囲でこれらを著作権法に従って使用できる。
- (13) 派遣元が本業務の遂行において新たに作成した教材等の著作権は、本市が有する。
- (14) GIGA スクールサポーターは派遣先の信用を傷つけるような行為を行わないようにすること。
- (15) GIGA スクールサポーターは対象校に入る前に、消毒液により両手を消毒すること。
- (16) GIGA スクールサポーターは対象校内では、名札とマスクを着用すること。
- (17) GIGA スクールサポーターは対象校に訪問する前に検温し、発熱等の体調不良がある場合には訪問前に派遣元、派遣先責任者及び派遣元責任者に申し出る。訪問の可否については派遣先責任者の指示に従うこと。
- (18) GIGA スクールサポーターの通勤は原則として公共交通機関を利用することとする。なお、各学校と調整を行い、学校が許可した場合は、自動車等で訪問し、敷地内に駐車してもよいこととする。
- (19) この仕様書及び契約約款に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて派遣先及び派遣元が双方協議の上、これを定めるものとする。

20 担当課

札幌市教育委員会 生涯学習部 総務課 学校 ICT 推進担当

- ・所在 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 5 階
- ・電話 011-211-3826 FAX 011-211-3828